

# レオ保育園

## 【入園しおり】

### 【重要事項説明書】

社会福祉法人のぞみ会 レオ保育園

#### 1. 施設の目的及び運営方針

##### (1) 運営主体(事業者の概要)

事業者の名称	社会福祉法人 のぞみ会
所在地	東京都調布市染地2丁目8番地30
電話番号	042-488-4127
メールアドレス	4331028801@jcom.home.ne.jp
代表者氏名	理事長 高橋 秀司
定款の目的に定めた事業	(1)第2種 社会福祉事業 イ. 保育所運営(調布市、川口市)

##### (2) 施設の概要

施設の種類	保育所
施設の名称	レオ保育園
施設の所在地	東京都調布市染地2丁目8番地30
連絡先	TEL 042-488-4127 FAX 042-480-4677
園長氏名	高橋 僚子
開設年月日	昭和56年10月1日
対象児童	生後57日目～小学校就学前の児童
利用(2号)(3号)	0歳児12名、1歳児15名、2歳児22名、3歳児22名、4歳児22名、5歳児22名
取扱う保育事業	(1)特定教育・保育(2)産休あけ保育(3)延長保育(4)障害児保育(5)地域交流

##### (事業の目的)

本園は、児童福祉法第39条の規定に基づき、保育が必要な子どもの保育を行い、その健やかな成長が図られるよう環境を整え、その心身の発達を助長することを目的とする

##### (運営方針)

- ①本園を利用する乳児及び幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するように努めるものとする
- ②本園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭と緊密な連携のもとに状況や発達過程を踏まえ、養護と教育を一体的に行う
- ③本園は、園児の属する家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うように努めるものとする
- ④本園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、調布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、その他関係法令を厳守し運営を行う

自己評価の概要 職員による保育内容等の自己評価を毎年1回実施し、サービス内容の向上に努める  
 第三者評価の概要 東京都が認証した評価機関による事業評価を3年に1回受け、その結果を情報公開する  
 職員の研修実施状況 ①当園が指定する園外研修に参加②調布市が実施する研修に参加③園内研修

### (3)施設の設備

敷地面積 1.600㎡  
 建物面積 599.46㎡  
 建物の構造 鉄骨造陸屋根式・合金メッキ銅板1階建て  
 建築年 平成25年築

乳児室(0,1歳児室)	2
保育室・遊戯室	5
調理室	1
調乳室	1
保健室	1
沐浴室	1
トイレ(乳児)	1
トイレ(3,4,5歳児)	1
トイレ(大人・だれでもトイレ)	2
事務室	1
相談室	1
準備室	1

設備の種類 プール、冷暖房、0～2歳児室・遊戯室床暖房、ビデオプロジェクター、防犯カメラ、防犯設備  
 加入保険 日本スポーツ振興センター災害共済  
 施設賠償責任保険  
 事業活動総合保険

## 2. 提供する教育・保育内容

本園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、子どもの発達に必要な保育を提供する

### (特定教育・保育)

#### <保育理念>

- ・温かい雰囲気の中で、子ども一人一人にあった保育
- ・一人一人をよく見つめ、養護と教育の両面から保育
- ・子どもの人権に配慮し、子ども一人一人を尊重する
- ・家庭との連携を密に行い、信頼関係をつくる
- ・保護者や地域社会とコミュニケーションをとり、力を合わせて保護者支援を行う

#### <保育目標>

- ・心を育てる
- ・心身共に健康な子どもに育てる

### <保育方針>

- ・健康な生活に必要な習慣や態度を身につける
- ・日常の挨拶「ありがとう」「ごめんなさい」「おはようございます」等が自然に言えるお子さんに
- ・たくさんの経験の中から「良い事」「悪い事」が判断でき「決まり」「約束」が守れるお子さんに
- ・あたたかい心をもったお子さんに
- ・強くたくましいお子さんに

### <保育形態>

年齢別保育を基本とし、年間で3, 4, 5歳児クラスは縦割り保育を取り入れる

### 3. 職員及び職務

園長	1名	保育園の運営管理全般。職員の指導監督。会計責任者
主任保育士	1名	園長を補佐し保育士等を統括する。地域の子育て支援
副主任	1名	主任を補佐し、保育業務の指導や相談に応じる
保育士(常勤)	12名	保育に従事し、計画、立案、実施、記録、及び家庭連絡等の業務を行う
保育士(非常勤)	17名	保育の補助、清掃、保育準備の手伝い
看護師	1名	園児、職員の健康状態を観察し、健康管理を行う
栄養士	2名	園児の栄養管理を行うとともに、給食業務に従事する
調理員	1名	給食業務に従事する
調理員(非常勤)	1名	給食業務に従事する
事務員	1名	出納責任として、園の会計・経理の実務を執り行う
用務	1名	園内の環境整備
警備	1名	駐車場整備
体育あそび	1名	3, 4, 5歳児体育あそび指導
リズムあそび	1名	2, 3, 4, 5歳児リズムあそび指導

嘱託医 国領こどもクリニック 高藤 哲  
病院所在地 調布市国領町4-9-4 九曜国領駅前ビル5階  
電話 042(480)2525

### 園児定員

本園の定員は115名とする。

認定区分	年齢区分	
2号	4歳以上児	44名
	3歳児	22名
3号	1、2歳児	37名
	0歳児	12名

## 4. 教育・保育を提供する日・時間

### 開園日・時間

月曜日～土曜日	7:00～19:00
---------	------------

2、3号認定は、保護者の勤務時間によって、保育標準時間・保育短時間に分類されます。

保育時間は、支給認定区分によって異なります。保育標準時間認定の場合には、開所時間(午前7:00～18:00まで)の範囲内、また、保育短時間の場合は、1日8時間(午前8:30～午後16:30まで)の範囲内で相談の上、決定されます。保育時間を決める為、内定後、所定の調査書、延長書類を提出して頂きます。

2号・3号認定子どもに実際に保育を提供する日および時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、本園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定。

延長保育は、満1歳のお誕生日を迎え心身ともに健康で集団を過ごせる園児に限ります。11ヶ月から慣らし保育を行います。

延長の申請書類を提出頂く。

### 保育標準時間(月120時間以上の勤務 午前7:00から午後18:00の保育を必要とする時間)

保育標準時間	7:00～18:00
延長保育	18:01～19:00

7:00～18:00までの範囲内で、標準時間認定を受けた支給認定が勤務実態等により保育を必要とする時間。

上記以外の時間帯において、勤務時間などの延長、交通事情により保育時間が延びる場合は19:00までの範囲内で、延長保育を提供する。

### 保育短時間(月48時間以上、120時間未満の勤務又は在園児以外の子どもの育休取得中の保育利用)

#### (午前8:30～午後16:30のあいだの保育を必要とする時間)

保育短時間	8:30(9:00)～16:30(16:00)
-------	-------------------------

8:30(9:00)～16:30(16:00)までの範囲内で、保育短時間認定を受けた保護者が勤務実態等により保育を必要とする時間。

上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7:00～8:29までと16:31～18:00と18:01～19:00は延長保育を提供する。

### 保育時間、職場の変更などがあった場合

その後、調査書の内容に変更や職場の異動等、年度途中の産休、育児休暇の終了する方もお申し出頂き、異動届など書類の変更を行って頂きます。

### 休園日

本園の休園日は、次にあげる日とします

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 12月29日～1月3日まで

<保育園の1日>

	0歳児	1歳児	2歳児	3, 4, 5歳児
7:00	順次登園 健康チェック 自由遊び	順次登園 健康チェック 自由遊び	順次登園 健康チェック 自由遊び	順次登園 健康チェック 自由遊び
9:00	おやつ 活動(散歩、室内遊び)	おやつ 活動(散歩、室内遊び)	おやつ(4, 5, 6月位まで) 朝の会(挨拶、出欠、歌など) 活動(散歩、室内遊び)	朝の会(挨拶、出欠、歌など) 活動(散歩、室内遊び)
10:45	昼食(離乳食、給食)	昼食		
11:00	(個々によって対応)		昼食	
11:30				昼食
12:00	午睡			
12:30		午睡	午睡	午睡(5歳児は、就学にむけて1月頃より午睡を減らしていきます)
15:00	起床 おやつ 自由遊び 順次降園	起床 おやつ 自由遊び 順次降園	起床 おやつ 帰りの会 自由遊び 順次降園	起床 おやつ 帰りの会 自由遊び 順次降園
18:01	延長保育	延長保育	延長保育	延長保育
19:00				

<年間行事>

	行事予定
4月	入園式、進級式
5月	節句の集い、保護者会(クラス懇談会)、春の遠足(4, 5歳児)
6月	歯科検診、歯磨き指導
7月	プール遊び開始、七夕の集い、夏祭り
8月	お楽しみ会(5歳児)
9月	防災引き渡し訓練(年度によって8月または9月)、プール納め
10月	開園記念日、園内観劇会、運動会、芋掘り、視力測定、秋の遠足(3, 4, 5歳児)、ハロウィン
11月	勤労感謝(3, 4, 5歳児)、歯科検診、歯磨き指導、クリスマスツリー飾り、園外観劇会
12月	表現遊び(3, 4, 5歳児)、クリスマス会
1月	
2月	節分の集い
3月	ひなまつりの集い、お別れ会、卒園式、卒園遠足(5歳児)

・縦割り保育(3, 4, 5歳児)年間を通して実施

## ・慣れ保育

お子様が新しい環境に慣れる為には、時間を必要とします。

無理なく集団生活に慣れる為に、最初の保育時間は短くなる場合があります、その期間はお子様によって異なります。

・5月に保護者会、懇談会が行なわれ、年度後半にクラス別に懇談会を予定しています。

・製作物など、廊下、各保育室に掲示してあります。

・誕生会(毎月1回)

・年数回、保育参観(4,5歳児は、ご希望により保育参加)を行える日を設けています。(保育参観日として日程を設けた日以外も、保育園の行事などと重ならなければ日々の保育をご覧になれますので、担任までお声をかけて下さい。)

・後半、クラス懇談会を予定しています

・3,4,5歳児は、体育あそび、ちやいるどすてっぷ

2,3,4,5歳児は、リズム遊びを取り入れています。(月に3回程度)

・避難訓練(毎月1回)

・防犯訓練(年1回)

・レオ文庫、絵本の貸し出しを行っています。

## <衛生管理>

本園における衛生管理は、次にあげるもののほか、その他関係法令を遵守し衛生管理を行うものとします。

(1)本園は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じるものとする。

(2)本園は、感染症又は食中毒が発生し、まん延しないように必要な措置を講じるものとする。

(3)本園は、必要な医療品を備えると共にそれらの管理を適正に行うものとする。

## <食事>

本園における食事(給食の提供)は、次にあげるものの他、その他関係法令等を遵守し、提供するものとします。

完全給食を実施

・アレルギーのお子様も増え、本園では平成30年1月より、0,1歳児クラスにおいては、卵を提供しない給食となっておりますが、他の食材から栄養が摂取できるようにしております。

### ・食物アレルギーをもつお子様の園での対応について

保育施設における食物アレルギー対応については、子どもの命と健康を守ることを最優先としつつ、給食等を楽しめる事を重要にしております。入所前健康診断または新年度に「児童状況報告書」(入所申請時提出書類)を用いて食物アレルギー疾患の有無を確認する。食物アレルギー疾患「有」の場合は「調布市施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表」(様式1)を、主治医(医療機関)に記入して頂くことから保育施設での取り組みが始まっていきます。調布市保育施設食物アレルギーマニュアルに沿って進めていきます。

・園外保育等の活動日はお弁当の日です(7,8月を除く年数回)

・園だよりで毎月の献立をお知らせします。

(1)本園は施設内において調理するものとする

(2)献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含むものとする

(3)食品の種類及び調理方法は、栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとする

(4)利用乳幼児の健康な生活の基本として食を営む力の育成に努めるものとする

食事の提供

・献立表は毎月別途お知らせします。

・アレルギー対応を行っています。

(提供時間)

	提供日	午前おやつ	昼食	午後おやつ
0歳児	月～土曜日	9:15頃	10:45頃	3:10頃
1歳児	月～土曜日	9:15頃	11:00頃	3:15頃
2歳児	月～土曜日	9:15頃(4, 5, 6月頃まで)	11:30頃	3:15頃
3歳以上児	月～土曜日		11:30頃	3:15頃

### <健康診断等について>

本園は、利用乳幼児に対し、0歳児は毎月、1歳児～5歳児は、年2回 健康診断を学校保健安全法の規定する健康診断に準じて行うものとする

## 5. 利用者負担等

- (1) 保護者は、保護者が居住する市区町村の定める保育料を当該市区町村に支払うものとする  
(2) 保育短時間認定の延長保育費用は別に定める。ただし、調布市の規定により免除されるものは除く

1) 7:00～8:29	30分毎料金	300円
2) 16:31～18:00	30分毎料金	300円
3) 18:01～19:00	1回料金	700円
	2回	1,400円
	3回	2,100円
	4回	2,800円
	5回	3,500円
	5回以上及び月極めは、	3,500円
	<u>19:01を過ぎた場合は、30分ごと</u>	<u>1,000円</u>
	月末締め、翌月引き落とし	
	補食料金含む	

- (3) 保育標準時間認定の延長保育費用は別に定める。ただし、調布市の規定により免除されるものは除く

18:01～19:00	1回料金	700円
	2回	1,400円
	3回	2,100円
	4回	2,800円
	5回	3,500円
	5回以上及び月極めは、	3,500円
	<u>19:01を過ぎた場合は、30分ごと</u>	<u>1,000円</u>
	月末締め、翌月引き落とし	
	補食料金含む	

- (4) おむつのサブスクを取り入れています

・業者と保護者様と手続きを行なって頂きます。

## 6. 利用定員

### 年齢別利用定員

利用区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2号認定				22名	22名	22名	66名
3号認定	12名	15名	22名				49名

## 7. 緊急時等の対応

- (1) 園児に健康状態の急変等の緊急事態が発生した場合には、速やかに園児の保護者等に連絡するとともに、園児の主治医、園医等に相談する等の措置を講じる
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って、しかるべき対処を行い、あらかじめご了承願います

嘱託医	氏名	高藤 哲	
	所在地	調布市国領4-9-4九曜国領駅前ビル5階 042-480-2525	
救急隊	管轄消防署名	調布消防署国領出張所	
	所在地	調布市国領町 4丁目22-5	電話042-483-0119
警察署	管轄警察署	調布警察署	
	所在地	調布市国領町 2丁目 25番地1	電話042-488-0110

## 8. 非常災害時の対応

消防計画作成(変更)届出書	国領消防署 平成 25 年 5 月 13 日届 防火管理者 氏名 高橋 僚子
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練(月1回)を実施
防災設備	自動火災探知機、煙感知器、誘導灯
避難場所	第1次避難場所 園庭 第2次避難場所 杉森小学校 第3次避難場所 多摩川土手 水害の場合 調布市第二小学校

- 1) 地震等広域災害の場合、保育園では子どもの安全を第一に、避難等の対応を致します。災害の場合には、電話等が不通となり保護者の方との連絡が取れないこと、交通機関が不通となり通常のお迎えが困難になることが予想されます。お子さんは、お迎えがあるまでは、責任もってお預かり致しますので、できる限りの方法でお迎えをお願い致します。
- 2) 地震の発生が予測され、警戒宣言が発令された場合は、保育園は直ちに通常の保育を中止して、お子さんはお迎えがあるまで安全な場所で保護することになっています。
- 3) 地震等広域災害の場合には、状況により保育園から他の場所に避難することがあります。その際には、NTT 災害ダイヤルや「すぐる」にて避難場所やお子さんの状況をお伝えし、登降園門にも掲示しますので、避難場所へのお迎えをお願いします。
- 4) お迎えに来られましたら、必ず担任又は職員に、クラス名とお子さんの名前を告げてからお帰り下さい。
- 5) 連絡、お迎えの方の確認等の為、あらかじめ「防災引き渡し連絡票」の提出をお願いしています。
- 6) お迎えに来られるまでの間の食べ物等は、約3日分備蓄してありますので、ご安心下さい。
- 7) 保育園は、お子様を安全に保育していく為に、毎年度「安全計画」を作成し、保護者の皆様と連携を取って参りま

す。活動内容は、正面玄関に「安全計画」を設置し、閲覧できるようにしています。

## 9. 虐待の防止のための措置に関する事項

- 1) 設置者及び職員は当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません
- 2) 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき、児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します
- 3) 児童虐待の防止、早期発見のため、研修などを通して知識と技術を習得します

## 10. 個人情報

本園では、利用乳幼児を保育するために必要な個人情報をお預かりしています。小学校、他の特定教育・保育施設等に対して利用乳幼児に関する情報を提供する際は、利用乳幼児の保護者の同意を得るものとします

## 11. 要望・相談・苦情等の受付

本園では、要望・相談・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています

本園ご利用 相談窓口	・受付担当者	主任保育士	金子	江美
	・解決責任者	園長	高橋	僚子
	・ご利用時間	8:30～17:00		
	・電話	042-488-4127		
	・FAX	042-480-4677		
第三者委員		大町	恵子	
		梶	和恵	

本園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る「意見箱」を各保育室に設置しています  
特定教育・保育施設の運営にあたり 11 項目があり、遵守する項目として設定されています。全文をご覧になりたい方は、閲覧ファイルがありますので、園長までお申し出下さい。

## 12. 保育園生活を送るにあたってのお願い

お子さんが喜んで通園し、園生活を楽しんで頂く為、次の事項にご協力下さい。

### ① 登降園について

- ・欠席・遅刻の連絡は、9:00までにルクミー(アプリ)にてお知らせ下さい。9:00以降の欠席・遅刻などについては電話042(488)4127へお電話下さい。
- ・やむを得ず9:00以降の登園をする場合は、11:00までの登園をお願い致します。状況によって時間が遅くなる場合は、ご相談させて頂きます。
- ・登降園の送り迎えは、書類に記載された方をお願い致します。
- ・送迎カードは、迎えに来られる予定の方全員に配布致します。毎日ご持参下さい。(紛失しないようになさって下さい)
- ・玄関は暗証番号で入室して頂いております。
- ・ただし事情によって、予定していた方とお迎えが異なる場合は、前もって電話またはルクミーアプリ、口頭などで職員までお申し出下さい。連絡のないまま別の方がみえた場合は、電話で確認の上、送迎カードまたは身分証明書(免許証、健康診断書など)の提示と不携帯送迎カードを記入頂き、引き渡しをさせて頂きます。
- ・原則として18:01～19:00までは延長保育となっています。事前に、面接、申請が必要となります。ただし、突発で入る場合は、電話で連絡をお願い致します。
- ・電車の遅延で遅れる場合も、延長保育となりますので、ご了承下さい。

## ② その他

- ・ご家庭への連絡は、園だより、プリント、掲示板、ルクミーアプリで行ないますので必ず配布物や掲示板をご確認下さい。
- ・出張等で、職場を離れる場合、連絡先の電話番号を必ず職員に届け出下さい。
- ・ご両親のどちらかが、お休みされている場合は、お休みをお願いしています。  
平日で、保護者の方が病気やリフレッシュされたい場合は、午前9:00～午後12:00頃までお預かりすることも可能です。その際は、登園時に職員にお申し出頂き、連絡が取れるように連絡先を教えてください。
- ・兄弟姉妹の習い事や学校行事などではお預かりはできません。ご家庭の状況によることもありますので、ご相談下さい。
- ・登園前には必ず朝食を済ませて、午前中の活動が元気に過ごせるようにしてきて下さい。
- ・おもちゃ、お菓子、金銭等、保育に支障をきたすものは、お持ちにならないで下さい。
- ・身体に異常のある時は、必ず医師の診断を受け、職員までお伝え下さい。
- ・服装は、清潔で活動・着脱しやすい衣類にしてきて下さい。  
(フードのついたジャケット、スカートなどは、事故の原因となりますので、着用をなさらないで下さい)
- ・持ち物には、全て名前をご記入下さい。

## ③ 諸手続きについて

退園、住所変更、勤務先の変更、家族構成の変更、氏名変更、その他(延長保育希望等)がある場合には必ずその都度、異動届を保育園に提出して下さい。用紙は事務所において置いてあります。

### ○ 市役所に届ける書類(保育園経由です)

退園・転園希望、勤務先の変更(勤務証明を添付)、産休・育休の取得、家族構成の変更、氏名変更、住所変更等

### ○ 保育園に届け又は申し出るもの

- ・送迎時間の変更(勤務時間の変更)
- ・送迎者の変更
- ・勤務先の変更・勤務地の変更(利用届の変更)
- ・伝染性疾患治癒の報告(登園許可証明書または登園届)
- ・緊急連絡先の変更
- ・お子さんの怪我・病気などによる健康状態の報告
- ・駐車場の使用(面接・専用の用紙にて提出)
- ・延長保育の実施(面接・専用の用紙にて提出)

この附則は平成28年6月1日から施行する。

令和元年10月1日から施行する。

令和5年 10月1日から施行する。

令和6年 4月1日から施行する。

令和6年 6月12日から施行する。

令和6年 9月 1日から施行する。